

## 令和7年度税制改正（消費税その他）の主な内容

### (1) 外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し:消費税

#### ①免税方式の変更

免税店が免税対象物品を販売する時点で外国人旅行者から消費税相当額を含めて販売し、出国時に持出しが確認されたら免税店から旅行者に消費税相当額を返金して消費税を免除する(リファンド方式)。

#### ②免税対象物品の範囲の変更

- ・同一店舗一日あたりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止する。
- ・一般物品と消耗品の区分を廃止する。
- ・免税販売の対象外とされている「通常生活の用に供しないもの」の要件を廃止する。  
ただし金地金等の不正目的で購入される恐れが高い物品は免税販売の対象外として個別に定める。

#### ③手続きの変更

- ・税抜100万円以上の免税対象物品はその物品を特定するための情報を税務署に提供する。

上記の改正は令和8年11月1日以後の譲渡等について適用する。

### (2) リース譲渡に係る収益・費用の帰属事業年度特例の廃止:消費税

リース取引の貸し手側の処理として、延払基準による処理を廃止する。  
改正後はリース資産の引渡し時に収益・費用を計上する。

改正時期は未定。経過措置は下記のとおり。

#### 【経過措置】

- ・令和7年4月1日以前に行ったリース譲渡で、令和12年3月31日以前(※1)に開始する事業年度まで  
→従来の延払基準で計算できる
- ・令和7年4月1日以後に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合  
→賦払金の残金を10年均等(※2)で収益計上する  
(※1)法人税・所得税は令和9年3月31日以前  
(※2)法人税・所得税は5年

### (3) 退職所得の源泉徴収票の提出範囲の見直し:所得税

退職所得等の支払をする者は、退職手当等の支払いを受ける全ての居住者(現行:法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長・市町村長に提出しなければならない。

上記改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。

#### **(4) 外国子会社合算税制の事務負担軽減の見直し:国際課税**

##### ①合算時期の変更

内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、事業年度終了の日の翌日から4月(現行:2月)を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の益金の額に算入する。

##### ②添付又は保存書類の変更

次の外国関係会社の書類の添付又は保存が不要となる。

- ・株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書
- ・勘定科目内訳明細書

上記の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(外国関係会社の令和7年2月1日以後に終了する事業年度に限る)について適用する。

##### 【経過措置】

内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等については、その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に限って、事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に合算できる。

#### **(5) 防衛力強化に係る財源確保のための措置:たばこ税**

- ・加熱式たばこの課税方式を重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とし、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする(令和8年4月と10月に実施)。

- ・国のたばこ税率を引き上げる。

令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本。

#### **(6) 検討事項**

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。